

プロポーザル説明書

北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

1 業務概要

(1) 業務名

十勝ファムトリップ実施検証事業（とから「食と観光」連携推進事業）委託業務

(2) 業務の目的

近年、十勝管内への観光入込客数は増加傾向にあるが、依然として日帰り・通過型の形態が多いことから、今後、高い経済効果が見込める周遊・長期滞在型の観光形態へ転換していく必要があり、そのための商品開発が喫緊の課題となっている。

そこで、農業王国と呼ばれる豊富な「食」と大雪山系から十勝平野、太平洋へと続く豊富な観光資源、近年可能となってきている様々な体験を組み合わせた十勝ならではのプレミアムなモデル（モニター）ツアーを実施することにより、国内富裕層の十勝地域への誘客促進と周遊・滞在型観光の推進を図る。

(3) 契約期間

契約の日から平成31年3月22日（金）まで

2 業務の詳細な説明

別添「委託業務企画提案指示書」のとおり

3 手続等

プロポーザルへの参加を希望される場合は、次の手順で企画提案を行ってください。

(1) 参加表明書の提出

「参加表明書作成要領」（別添2）に基づき、参加表明書及び添付書類を提出してください。

ア 提出書類 参加表明書（別添様式による）、添付資料

イ 提出部数 参加表明書、添付資料とも1部

ウ 提出期限 平成30年7月23日（月）午後5時（必着）

エ 提出場所 6のとおり

ウ 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。

（持参の場合には、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

(2) 企画提案要請書の送付

3の（1）の参加要件を満たし、企画提案書を提出することができる事業者には、「企画提案提出要請書」を送付します。

(3) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、当該通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができます。

なお、書面は持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）により、6に記載されている提出先に提出してください。

イ 理由の説明は、説明の求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に書面により回答します。

(4) 企画提案書の提出

道から提出要請を受けた事業者は、「企画提案書作成要領」（別添3）により、予算の範囲内かつ企画提案指示書の要件を満たし、最も事業効果が高いと考えられる企画提案書を作成し、提出してください。

ア 提出書類 企画提案書（別添様式による）、添付資料（A4サイズの任意様式による）

イ 提出部数 企画提案書、添付資料とも6部

※1部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載しないもの。

文中にも記載しないよう注意すること。

ウ 提出期限 平成30年7月31日（火）午後5時（必着）

エ 提出場所 6のとおり

ウ 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。

（持参の場合には、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する

祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

(5) 企画提案に関するヒアリング

- ア 企画提案書を提出した者に対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施します。ヒアリングの日時、場所は、別途通知します。
- イ 企画提案書を提出する事業者が5を超えた場合は、書類選考を行い、ヒアリング参加者を選定する場合があります。
- ウ ヒアリングに参加しなかった事業者のプロポーザルは無効とします。
- エ 審査終了後、速やかに審査結果を書面により通知します。

4 選考方法

別添「委託業務企画提案指示書」(別添1)に記載する審査基準及びヒアリングの結果を踏まえ、最良の提案をした者を選定します。

5 予算上限額

1, 724千円(消費税及び地方消費税を含む)

6 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課(担当:守屋・宮崎)

住 所:〒080-8588 帯広市東3条南3丁目

電 話:0155-27-8538

FAX:0155-25-7756